

徳島県告示第三百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年七月九日から同年十一月九日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年七月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ徳島店
所在地 徳島市西新浜町一丁目四五番地一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
杉原 至	徳島市八万町上福万三 二四	
株式会社イルローザ	同 南沖洲五丁目六番一〇号	岡田 圭祐
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三 六〇七	上田 稔夫
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二七番一三号 名駅錦橋ビル六階	吉田 馨
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目八番地二二	鶴田 直丈
有限会社オガワ	徳島市東新町一丁目八番地三	小川 憲哉
株式会社池田時計店	同 新町橋一丁目一 一番地	吉村 俊哉
田中商事株式会社	愛媛県松山市大街道二丁目三番地八	田中 康雅
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町一番一号	小林 辰夫
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地の八	宮脇 範次
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
株式会社徳栄	徳島市名東町三丁目一九七番地の六	酒巻 勝仁
株式会社タツミヤ	東京都八王子市市曉町一丁目三三番一三三号	指田 努
有限会社柏木電機商会	徳島市南矢三町二 一 五六	柏木 國弘
プランシエス株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目五番地一	原 忠司
有限会社すわる	徳島市新浜町三丁目一番五 一	濱口 恭一

株式会社ストライプインターナシヨナル	岡山市北区幸町二 八	川部 将士
株式会社白寿生科学研究所	東京都渋谷区富ヶ谷一丁目三七番五号	原 昭邦
株式会社ヘンミ	香川県高松市丸亀町九番地一 ステップ	逸見 俊輔

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
杉原 至	徳島市八万町上福万三 二四	
株式会社イルローザ	同 南沖洲五丁目六番一〇号	岡田 圭祐
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷三 六〇 七	上田 稔夫
パレモ・ホールディングス株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二七番一三三号 名駅錦橋ビル六階	吉田 馨
株式会社つるや	愛媛県松山市湊町三丁目八番地二二	鶴田 直丈
有限会社オガワ	徳島市東新町一丁目八番地三	小川 憲哉
株式会社池田時計店	同 新町橋一丁目一番地	吉村 俊哉
田中商事株式会社	愛媛県松山市大街道二丁目三番地八	田中 康雅
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町一番一号	小林 辰夫
株式会社宮脇書店	香川県高松市丸亀町四番地の八	宮脇 範次
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
株式会社徳栄	徳島市名東町三丁目一九七番地の六	酒巻 勝仁
株式会社タツミヤ	東京都八王子市暁町一丁目三三番一三三号	指田 努
有限会社柏木電機商会	徳島市南矢三町二 一 五六	柏木 國弘
有限会社すわる	徳島市新浜町三丁目一番五 一	濱口 恭一
株式会社ストライプインターナシヨナル	岡山市北区幸町二 八	川部 将士
株式会社白寿生科学研究所	東京都渋谷区富ヶ谷一丁目三七番五号	原 昭邦
株式会社ヘンミ	香川県高松市丸亀町九番地一 ステップ	逸見 俊輔

4 変更年月日

令和六年一月三十一日

二 届出年月日

令和六年六月十四日

三 届出の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 2 縦覧の期間 令和六年七月九日から同年十一月九日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで
- 四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。